

2 丁				法務省				年 月 日				事 項				高 嶋 智 光			
年	月	日	事項	年	月	日	事項	年	月	日	事項	年	月	日	事項	年	月	日	事項
平成八 九	一〇	一〇	法務省入国管理局付に併任する	平成八 九	一六	一六	外務事務官（経済局）に併任する	平成八 九	二	二	外務事務官（経済局）に併任する	平成八 九	二	二	外務事務官（経済局）に併任する	平成八 九	二	二	外務事務官（経済局）に併任する
（期間は平成八年九月一九日までとする）				（期間は平成九年二月九日までとする）			（期間は平成九年二月九日までとする）				（期間は平成九年二月九日までとする）				（期間は平成九年二月九日までとする）				（期間は平成九年二月九日までとする）
法務省入国管理局付の併任を解除する				法務省入国管理局付の併任を解除する			法務省入国管理局付の併任を解除する				法務省入国管理局付の併任を解除する				法務省入国管理局付の併任を解除する				法務省入国管理局付の併任を解除する
大蔵事務官（金融企画局企画課課長補佐）に併任する				大蔵事務官（金融企画局企画課課長補佐）に併任する			大蔵事務官（金融企画局企画課課長補佐）に併任する				大蔵事務官（金融企画局企画課課長補佐）に併任する				大蔵事務官（金融企画局企画課課長補佐）に併任する				大蔵事務官（金融企画局企画課課長補佐）に併任する
大蔵事務官（金融企画局企画課課長補佐）の併任を解除する				大蔵事務官（金融企画局企画課課長補佐）の併任を解除する			大蔵事務官（金融企画局企画課課長補佐）の併任を解除する				大蔵事務官（金融企画局企画課課長補佐）の併任を解除する				大蔵事務官（金融企画局企画課課長補佐）の併任を解除する				大蔵事務官（金融企画局企画課課長補佐）の併任を解除する
新潟地方検察庁検事に配置換する				新潟地方検察庁検事に配置換する			新潟地方検察庁検事に配置換する				新潟地方検察庁検事に配置換する				新潟地方検察庁検事に配置換する				新潟地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する				法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する			法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する				法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する				法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する				法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
司法研修所教官に充てる				司法研修所教官に充てる			司法研修所教官に充てる				司法研修所教官に充てる				司法研修所教官に充てる				司法研修所教官に充てる
東京地方検察庁検事に配置換する				東京地方検察庁検事に配置換する			東京地方検察庁検事に配置換する				東京地方検察庁検事に配置換する				東京地方検察庁検事に配置換する				東京地方検察庁検事に配置換する
司法研修所教官に充てることを解く				司法研修所教官に充てることを解く			司法研修所教官に充てることを解く				司法研修所教官に充てることを解く				司法研修所教官に充てることを解く				司法研修所教官に充てることを解く
東京高等検察庁検事に配置換する				東京高等検察庁検事に配置換する			東京高等検察庁検事に配置換する				東京高等検察庁検事に配置換する				東京高等検察庁検事に配置換する				東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する				東京地方検察庁検事に併任する			東京地方検察庁検事に併任する				東京地方検察庁検事に併任する				東京地方検察庁検事に併任する				東京地方検察庁検事に併任する
法務省大臣官房付に充てる				法務省大臣官房付に充てる			法務省大臣官房付に充てる				法務省大臣官房付に充てる				法務省大臣官房付に充てる				法務省大臣官房付に充てる
東京地方検察庁検事の併任を解除する				東京地方検察庁検事の併任を解除する			東京地方検察庁検事の併任を解除する				東京地方検察庁検事の併任を解除する				東京地方検察庁検事の併任を解除する				東京地方検察庁検事の併任を解除する
法務省	法務省	最高裁判所	最高裁判所	法務省	法務省	最高裁判所	最高裁判所	法務省	法務省	最高裁判所	最高裁判所	法務省	法務省	最高裁判所	最高裁判所	法務省	法務省	最高裁判所	最高裁判所

3 丁		法務省		年	月	日	事項	高嶋智光
年	月	日	事項	高	嶋	智	光	
平成二十三	六	一	内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する 内閣官房東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局 参事官を命ずる	内	閣			
二四	八	一	東京地方検察庁検事に併任する 法務省大臣官房付に充てることを解く	法	務	省		
二五	一	二	内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する 内閣官房東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局 参事官を免ずる	内	閣			
二六	一	二	法務省刑事局公安課長に充てる 東京地方検察庁検事の併任を解除する	法	務	省		
二七	四	一〇	東京地方検察庁検事に配置換する 東京地方検察庁公判部長を命ずる	内	閣			
二八	一	一〇	法務省大臣官房付に充てる かねて法務省大臣官房審議官（総括担当）に充てる	法	務	省		
二九	一	一〇	内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任する 最高検察庁検事に配置換する	内	閣			
法務省大臣官房付に充てる								

法務省										年	月	日	事	項	高嶋智光
4	丁	内閣	法務省	内閣	法務省	内閣	法務省	内閣	法務省						
										二九	七	七	松山地方検察庁検事正に配置換する		
													法務省大臣官房審議官（総括担当）に充てることを解く		
													内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する		
										三〇	九	七	最高検察庁検事に配置換する		
													法務省人権擁護局長に充てる		
										三一	四	九	出入国在留管理庁次長に充てる		
													内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室）に併任する		
													内閣官房国際テロ情報集約室次長を命ずる		
													障害者雇用推進者を命ずる		
													障害者雇用推進者を命ずる		
													法務省大臣官房長に充てる		
													障害者雇用推進者を命ずる		
													内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室）の併任を解除する		
													内閣官房国際テロ情報集約室次長を免ずる		
													法務事務次官に任命する		
													倫理監督官を命ずる		
													障害者雇用推進者を免ずる		
法	務	内	法	内	法	内	法	内	法	法	月	日	事	項	高嶋智光
務	省	閣	務	閣	務	閣	務	閣	務	務	年	月	年	月	高嶋智光

5 丁

法務省

年 月 日 事

項 嶋 智 光
序 智 光
名